

令和8年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和8年度における見直し対象品目等
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
3. その他の事項・事前調査等（案）

令和8年8月3日

- 1. 令和8年度における見直し対象品目等**
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
3. その他の事項・事前検討等（案）

1. 令和8年度における見直し対象品目等【1/3】

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和8年度の見直し対象品目（定期見直しは21品目）は令和7年度からの継続検討品目である「靴」を加えた下表に示す **6分野22品目**

分 野	品 目
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
制服・作業服等	靴【継続検討品目】
設備	エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器、給水栓
役務	庁舎管理、植栽管理、害虫防除、清掃、機密文書処理、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、タイルカーペット洗浄

注1：自動車については、令和8年度税制改正の大綱における「エコカー減税」との整合（令和9年5月以降の燃費性能の強化など）を踏まえ、判断の基準等の見直しの対応を検討。併せて、乗用車のエアコンディショナーに使用される冷媒の地球温暖化係数に係る判断の基準に設定している経過措置を終了することについて確認

注2：省エネ法トップランナー基準の改定が予定されているガス温水機器について判断の基準等の見直しの必要性を検討

1. 令和8年度における見直し対象品目等【2/3】

品 目	主な検討事項（案）
電子計算機※1※2	○ 改正資源有効利用促進法に基づく対応（環境配慮設計など） ○ エネルギー消費効率の強化（2段階の判断の基準の設定を含む） ○ 循環性基準の強化・拡充（再生プラスチックの配合率設定など）
磁気ディスク装置※1、ディスプレイ※1※2	○ エネルギー消費効率の強化 ○ 循環性基準の強化・拡充（配慮事項からの格上げなど）
記録用メディア※1※2	○ 循環性基準の強化・拡充（プラスチック製の場合） ○ 素材別の環境配慮項目の設定
デジタル印刷機※1※2	○ 循環性基準の設定
掛時計※1※2	○ 現行の判断の基準等の再検討 ○ 循環性基準の設定
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫※1	○ 改正資源有効利用促進法に基づく対応（環境配慮設計など、特に電気冷蔵庫・冷凍庫は「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」） ○ エネルギー消費効率の強化（2段階の判断の基準の強化を含む） ○ 循環性基準の強化・拡充（再生プラスチック利用の義務化）
靴（ゴム製、プラスチック製）【継続検討品目】	○ 対象範囲の拡大に係る検討 ○ 再生材に係る判断の基準等の設定（対象範囲を拡大した場合）
エネルギー管理システム	○ 環境負荷低減に寄与する機能、評価項目等の検討
生ゴミ処理機※2	○ 対象範囲の再検討 ○ エネルギー消費効率に係る判断の基準等の設定
節水器具※1※2、給水栓※1※2	○ 環境負荷低減に寄与する機能、評価項目等の検討
庁舎管理	○ 脱炭素に係る取組の評価（目標設定、継続改善、省エネ対策の見直し） ○ BEMSの導入促進、エネルギー使用量の可視化
植栽管理	○ 生物多様性の取組の評価 ○ コンポスト化の促進（配慮事項の格上げなど）

※1：カーボンフットプリントの算定・開示について判断の基準（2段階の判断の基準を含む）又は配慮事項への設定を検討

※2：判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記を検討（環境ラベルの活用）

※1及び※2については次スライドにおいて同じ。

1. 令和8年度における見直し対象品目等【3/3】

品 目	主な検討事項（案）
害虫防除	○ 現行の判断の基準等の見直しの必要性に係る検討 ○ 生物多様性の取組の評価
清掃	○ 施設利用者を含めた廃棄物の分別高度化、再資源化率の向上等 ○ 床維持剤、洗浄剤等の適正使用（配慮事項からの格上げなど）
機密文書処理※2	○ 処理工程における省エネ、高効率機器の使用、再エネの活用等 ○ 回収・処理に伴うGHG排出削減、資源循環に係る実績把握・報告
自動車タイヤ更生	○ リトレッド、リグリーブの併用
自動車整備	○ 現行の判断の基準等の見直しの必要性に係る検討
タイルカーペット洗浄	○ 洗剤等の使用量削減又は適正量の定量化

○ 横断的検討事項

- ➡ 2段階の判断の基準（基準値1、基準値2）が未設定の品目への導入、また、設定済の品目における基準の強化等について検討。併せて各機関において基準値1による調達促進を図るための対応等について検討
- ➡ 第5次循環型社会形成推進計画（令和6年8月）※において、再生プラスチック利用率等の循環性基準が未設定の品目は新規導入、設定済の品目は基準強化、拡充等が求められているところ。また、タイプⅠ環境ラベルのエコマーク認定基準の活用を図る対象品目の更なる拡大に向け、業界団体等の取組状況を踏まえて検討
 - ※ 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始
 - ※ エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る
- ➡ 令和8年4月に施行された改正資源有効利用促進法に基づく環境配慮設計の認定制度及び認定製品への配慮、CEコマースの推進に寄与する検討
- ➡ カーボンフットプリントを算定した製品、カーボン・オフセットされた製品について更なる対象品目の拡大に向け、本年度見直し品目については、基準等への設定を検討

- 1. 令和8年度における見直し対象品目等**
- 2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）**
 - (1) 電子計算機等**
 - (2) オフィス機器等**
 - (3) 家電製品**
 - (4) 制服・作業服等**
 - (5) 設備**
 - (6) 役務**
- 3. その他の事項・事前調査等（案）**

① 電子計算機（クライアント型及びサーバ型）

- ➡ 電子計算機（クライアント型及びサーバ型）は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- ➡ クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等については、令和2年度の検討において省エネ法トップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラムVersion7.0の基準に強化。翌年の令和3年度の検討においてトップランナー基準達成又は国際エネルギースタープログラムVersion8.0への基準強化とともに、筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用に関する対象機器の拡大（シンククライアントにも適用）などの変更
- ➡ サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等については、令和2年度の検討において省エネ法トップランナー基準に変更
- ➡ クライアント型電子計算機については、国際エネルギースタープログラムVersion9.0（2025年10月）、サーバ型電子計算機については、同プログラムVersion4.0（2024年1月）がそれぞれ発効済
- ➡ 本年4月に施行された改正資源有効利用促進法に基づく環境配慮設計の認定制度やCEコマースの対象品目となり得ること
- ➡ さらに、EUのESPR（持続可能製品のエコデザイン規則）により、エコデザイン、DPP（デジタル製品パスポート）の導入などの取組が大きく進展しているところ

- 国際エネルギースタープログラムのバージョンアップに伴うエネルギー消費効率の強化（2段階の判断の基準の設定を含む）について検討してはどうか
- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの筐体や部品などへの使用について、更なる拡充・強化の可能性について検討してはどうか
- 改正資源有効利用促進法やESPRを踏まえた環境配慮設計の考え方、DPPに伴う環境・運用・評価などに関する情報について検討してはどうか
- 電子計算機はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- カーボンフットプリントの算定・開示（以下「CFPの算定等」という。）について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

② 磁気ディスク装置

- ➡ 磁気ディスク装置は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- ➡ 現行のエネルギー消費効率に係る判断の基準は令和3年度の検討において省エネ法トップランナー基準の見直しを受けて、市場への普及状況を勘案した基準に変更
- ➡ 事前調査において現行のエネルギー消費効率の強化、一部の配慮事項の判断の基準への格上げ、CEへの対応等に係る提案が行われているところ

- 
- エネルギー消費効率の強化（2段階の判断の基準の設定を含む）について検討してはどうか
 - 新たな評価項目（配慮事項から判断の基準への格上げを含む）について検討してはどうか
 - 格上げの例：特定の化学物質の取扱い、再生プラスチックの使用等
 - CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

③ ディスプレイ

- ➡ ディスプレイは平成14年度から特定調達品目
- ➡ 現行のエネルギー消費効率に係る判断の基準は令和3年度の検討において国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準に変更
- ➡ 事前調査において2段階の判断の基準の設定等に係る提案が行われているところ



- ディスプレイの対象範囲の拡大（会議用端末など）を検討してはどうか
- エネルギー消費効率の強化等（2段階の判断の基準の設定を含む）について検討してはどうか
- 新たな評価項目に係る判断の基準等（配慮事項から判断の基準への格上げを含む）の設定可能性について検討してはどうか
- ディスプレイはエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプI環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

④ 記録用メディア

- ➡ 記録用メディアは平成18年度から特定調達品目
- ➡ 現行の判断の基準はケースに適用しており、ケースの素材等に対応した再生材料等（再生プラスチック又はバイオマスプラスチック、古紙）の配合率等の基準、省資源に係る基準が設定されているところ



- プラスチック製ケースについては循環性基準（再生プラスチックの使用等）の拡充・強化の観点から、配合率基準の強化の可能性等について検討してはどうか
- 新たな評価項目に係る判断の基準等の設定可能性について検討してはどうか
- 記録用メディアはエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプI環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

① デジタル印刷機

- ➡ デジタル印刷機は孔版方式の印刷機が対象であり、平成16年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ エネルギー消費効率に係る判断の基準は独自の基準を設定しているところ
- ➡ 平成3年度の検討において特定化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
- ➡ 事前調査において一部の配慮事項の判断の基準への格上げに係る提案が行われているところ



- 省エネルギーの観点から、低電力モード等について配慮事項から判断の基準への格上げを検討してはどうか
- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品・梱包材等への使用などの拡充可能性について検討してはどうか
- デジタル印刷機はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

② 掛時計

- ➡ 掛時計は平成22年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 一次電池の不使用又は使用する場合は5年以上使用できることを判断の基準として設定
- ➡ 現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率は必ずしも高くない状況
- ➡ 事前調査において一次電池の有害物質の使用回避、材料表示等に係る提案が行われているところ



- 新たな評価項目の判断の基準等への設定、現行の配慮事項から判断の基準への格上げ等の可能性について検討してはどうか
- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品・梱包材等への使用などの拡充可能性について検討してはどうか
- 掛時計はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

○ 電気冷蔵庫等3品目（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫）

- ➡ 電気冷蔵庫等3品目は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- ➡ 令和3年度の検討において省エネ法トッパーランナー基準及び当該基準に対応した製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率について2段階の判断の基準を強化（2段階の判断の基準は平成31年2月に設定）
- ➡ 本年4月に施行された改正資源有効利用促進法に基づく指定脱炭素化再生資源利用促進製品に指定されているところ

- 
- 製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準（2段階の判断の基準を含む）の強化について検討してはどうか
 - 指定脱炭素化再生資源利用促進製品への指定及びプラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、環境配慮設計の実施、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの筐体や部品などへの使用等について判断の基準等への設定を検討してはどうか
 - CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

○ 靴（継続検討品目）

- ➡ 靴は平成28年度に特定調達品目に追加（判断の基準は甲部に適用）
- ➡ 昨年度の見直しにおいて繊維製品全般について、繊維から繊維へのリサイクルの強化、再生PET樹脂由来のポリエステル繊維配合率の強化等に係る見直しを行ったところ。特に、制服・作業服等はCFPの算定等並びに製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を2段階の判断の基準へ設定するなど判断の基準等の大幅な見直しを実施
- ➡ 現行の靴の対象範囲は、甲部に繊維を使用したものであり、ゴム製、プラスチック製の靴は対象外となっていることから、昨年度の検討において、これらの素材の対象への追加及び追加する場合の判断の基準等については本年度引き続き検討を行うこととされたところ

- エコマークの商品類型の「靴・履物（商品類型No.143）」を参考に、対象範囲の拡大（ゴム製／プラスチック製の履物追加等）可能性について検討してはどうか
- 追加する場合は新たな評価項目を含め、判断の基準等への設定について検討してはどうか
 - 提案募集において提案された「安全靴」と併せて検討（[資料3 P.10参照](#)）

① エネルギー管理システム

- ➡ エネルギー管理システム（BEMS）は平成29年度に設備分野の特定調達品目として追加された品目
- ➡ 庁舎等のエネルギー使用に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータを積極的に活用し、エネルギー管理の徹底を図ることが極めて重要
- ➡ 政府実行計画においても大規模な庁舎を中心に、エネルギー管理システムの導入によるエネルギー消費の見える化・最適化を図り、エネルギー使用に係る運用改善に取り組むこととしている

- 
- 国等の機関における調達・導入状況等を踏まえ判断の基準等の見直しの必要性等について検討してはどうか
 - エネルギー管理システムに係る判断の基準等の検討に当たっては役務の庁舎管理と併せて検討することが効果的ではないか
 - エネルギー管理システムは通常新築又は改修と同時に設置される場合が多いことから、環境配慮契約法の基本方針に位置づけられた建築物に係る契約と連携し、導入を推進する方策について検討してはどうか

② 生ゴミ処理機

- ➡ 生ゴミ処理機は平成14年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準はバイオ式又は乾燥式等により減容・減量処理を行うものとされており、導入自体が環境負荷低減に資するものとの位置づけ。これまで判断の基準等の見直しは未実施
- ➡ 生ゴミ処理機の調達量は必ずしも多くない状況



- 国等の機関の調達実績等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討してはどうか
- 併せて食堂に係る判断の基準等（生ゴミ処理等）について検討してはどうか
- 生ゴミ処理機はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

③ 節水器具、給水栓

- ➡ 節水器具は平成19年度から特定調達品目に追加された品目
- ➡ 節水器具は、平成29年度に流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓を対象に追加するとともに、判断の基準を設定。吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
- ➡ 令和4年度より「節水機器」から「節水器具」に名称変更し、定流量弁、流量調整弁に係る設置条件の記載等の判断の基準を変更
- ➡ 給水栓は令和4年度から特定調達品目に追加された品目（給水栓10種類※）
 - ※ 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機能付・AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機能を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓及び水優先吐水機構を有する水栓

- 節水器具の対象範囲の拡大可能性（シャワーヘッド単体の追加など）について検討してはどうか
- 新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討してはどうか
- 節水器具・給水栓はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- CFPの算定等について判断の基準等としての設定について検討してはどうか

① 庁舎管理

- ➡ 庁舎管理は平成18年度から特定調達品目に追加された品目
- ➡ 平成19年度に常駐管理形態に係る判断の基準の明記、20年度に常駐管理以外の管理基準例を設定
- ➡ その後、平成27年度にフロン類の漏えい防止のための措置を配慮事項から判断の基準へ格上げ、29年度にエネルギー使用の削減に係る対策の強化等（省エネ法に基づく対策、設備機器等の運用改善措置、エネルギー消費効率化の措置などの追加）を実施
- ➡ 庁舎管理については環境配慮契約法の基本方針に位置づけられた建築物の維持管理に係る契約との関連にも留意が必要

- 
- 庁舎におけるエネルギー管理システムの活用について判断の基準等への設定（2段階の判断の基準の設定を含む）を検討してはどうか
 - 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例の見直しについてその必要性を含め、検討してはどうか
 - 新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討してはどうか
 - 環境配慮契約法の基本方針に位置づけられた建築物の維持管理に係る契約と連携し、適切な省エネ・脱炭素対策の推進方策について検討してはどうか

② 植栽管理

- ➡ 植栽管理は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準として特定調達物品等の使用、総合的病害虫・雑草管理の体制の整備、農薬の適正使用等を設定しているところ
- ➡ 平成22年度に配慮事項の追加を行ったところであるが、その他の判断の基準等についての見直しは未実施



- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定の可能性について検討してはどうか
- 地域の生態系や生態系ネットワークの保全等の観点から、地域に適した在来植物を優先して補植することを踏まえ、検討してはどうか

③ 清掃

- ➡ 清掃は平成18年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準として特定調達物品等の使用、石けんの使用、ごみの適切な分別・回収（特に紙類については古紙リサイクルを考慮）、適切なワックス・洗剤の使用等を設定しているところ
- ➡ 平成30年度に植物油脂を原料とする石けん等について持続可能な原料の使用を求めることを配慮事項から判断の基準に格上げ



- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定の可能性について検討してはどうか
- プラスチック資源循環の観点から、施設利用者を含めたプラスチックの削減、分別促進等の具体的な方策について検討してはどうか
 - 分別の高度化、再資源率の向上、使用量削減のための提案など
- 配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げ等について検討してはどうか

④ 害虫防除

- ➡ 害虫防除は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準は特定調達物品等の使用、殺そ剤・殺虫剤の適正使用等を設定しているところ
- ➡ 平成20年度の追加以降、判断の基準等の見直しは未実施



- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定の可能性について検討してはどうか
- 発生源対策の徹底（物理的防除）や生物多様性への影響の最小化などを踏まえ、検討してはどうか

⑤ 機密文書処理

- ➡ 機密文書処理は平成21年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準は製紙原料としての回収を前提とした各種基準及び処理完了証明の提示を設定しているところ
- ➡ 平成22年度に古紙分別方法例の記載の変更、平成28年度に提示書類名称の変更、調達者への留意事項の記載等が行われたところであるが、判断の基準の見直しは未実施

- 
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定の可能性について検討してはどうか
 - 処理工程における省エネルギー設備、高効率機器の使用や再エネの導入等について検討してはどうか
 - 配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げ等について検討してはどうか
 - 機密文書処理はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか

⑥ 自動車専用タイヤ更生

- ➡ 自動車専用タイヤ更生は平成14年度に特定調達品目として追加（リトレッドタイヤ）
- ➡ 平成22年度にリグリーブタイヤを対象として追加し、現行の更生タイヤは、リトレッド及びリグリーブが対象となっているところ



- リトレッドタイヤ、リグリーブタイヤそれぞれについて国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討してはどうか
- リグリーブ及びリトレッドの複合的な実施（2段階の判断の基準の設定を含む）について検討してはどうか

⑦ 自動車整備

- ➡ 自動車整備は平成16年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準は自動車リサイクル部品（リユース部品又はリビルド部品の使用）並びにエンジン洗淨実施時の大気汚染物質の削減及び洗淨効果の保証を設定しており、エンジン洗淨は平成20年2月に判断の基準に追加
- ➡ 平成22年2月にロングライフクーラントの再利用を配慮事項に追加した後、見直しは未実施
- ➡ 自動車リサイクル部品については、廃車台数の減少に伴い減少傾向にあり、従前から適合部品が適時に入手できず新品部品による修理とせざるを得ない場合があることや、利用者側の品質や安全性に係る懸念、特に古い型式の車では部品在庫が少なく入手確率が低いなどの課題があげられているところ

- 
- 自動車リサイクル部品の供給に当たっての課題、国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討してはどうか

⑧ タイルカーペット洗浄

- ➡ タイルカーペット洗浄は平成30年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの洗浄を行うことにより、タイルカーペットの長期使用や廃棄物削減等の環境負荷の低減に寄与するもの
- ➡ 判断の基準として洗浄に使用するエネルギーや水の使用量等の原単位の上限值を設定しているところ

- 
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討してはどうか
 - 廃棄予定のタイルカーペットを本洗浄工法により再生し、リユース品として活用する取組も開始されているところ。資源循環の観点から、タイルカーペットのリユースの可能性について検討してはどうか

1. 令和7年度における見直し対象品目等
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
- 3. その他の事項・事前調査等（案）**

(1) その他の事項

■ 脱炭素・資源循環の推進に係る検討

- ✓ 再生可能エネルギーの導入拡大に資する物品等※の率先導入に向けた検討
 - ペロブスカイト太陽電池など新技術への対応及び追加可能性について検討
- ※ 現行の対象品目は太陽光発電システム、太陽熱利用システム及び地中熱利用システムの3品目
- ✓ 3R（発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）等の取組を通じた脱炭素・循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進に係る検討
 - 「リユース等の促進に関するロードマップ」を踏まえたリユース市場の拡大・需要創出に向けた検討（リユース電気自動車、EV由来リユース蓄電池の活用方策など）
- ✓ 容器包装リサイクル法由来再生プラスチックの活用に向けた検討
 - 国内におけるプラスチック資源循環の促進、容器包装リサイクル法由来再生プラスチックの需要創出に向けた検討
- ✓ 旅客輸送における持続可能な航空燃料（SAF）の利用拡大に向けた検討
- ✓ プラスチック資源循環戦略に掲げられた目標・マイルストーンの達成に向けた市場創出のための取組の検討
- ✓ クリアランス金属※の活用促進に向けた検討
 - ※ 原子力発電施設等で用いた金属のうち、原子炉等規制法に基づき、核燃料物質によって汚染されたものではないという原子力規制委員会の認可・確認を受けた金属

3. その他の事項・事前調査等（案）

(1) その他の事項

- 自然再興（ネイチャーポジティブ）の推進に係る検討
 - ✓ 調達における自然資本・生物多様性への配慮の拡大に向けた検討
 - 調達においてネイチャーポジティブを実践しようとする企業に向けて、任意に活用されることを意図し、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」を令和8年7月に策定
- その他（分野横断）
 - ✓ グリーン購入法におけるJIS規格（日本産業規格）の更なる活用に向けた検討
 - JIS規格の公共調達における活用を促進するため、令和8年4月に「JIS規格の公共調達引用ガイダンス（Ver.1.0）」を策定

- **日本産業規格（JIS規格）**は、産業標準化法（JIS法）に基づき制定される我が国の鉱工業品、データ、サービス等に関する国家規格。**国内市場取引の基礎として、製品等の品質担保やその仕様の統一等、広く効果を発揮。**
- JIS法において、国や地方公共団体が鉱工業品の買い入れ等を行う際には、JIS規格を尊重することとされている。これを踏まえ、国家標準戦略（「新たな国際標準戦略」（2025年6月知的財産戦略本部決定））をはじめ各種政府戦略において、**政府が率先して公共調達においてJIS規格を活用していく方針を、重点的に提示。**
- 本方針を実装するための指針として、各府省庁の公共調達担当者向けに「**JIS規格の公共調達引用ガイドンス（Ver.1.0）**」を策定済（2026年4月、統合イノベーション戦略推進会議・標準活用推進タスクフォース決定（総理補佐官ヘッド、各省局長級がメンバー））。
- 各種政府戦略・本ガイドンスに基づいて、**政府全体で新たな活用事例を生み出すことが必要。**

- グリーン購入法の判断の基準等においては、**既にJIS規格が152箇所で引用（77種類のJIS規格が活用）**されており、**環境負荷低減効果の定量化、廃棄物・有害物質抑制、資源循環等**の観点から、環境負荷低減に広く役立てられているところ。一方、その**考え方の整理**や、個別の特定調達品目における**JIS規格の十分な引用については道半ばの状況。**
- そこで、グリーン購入法の基本方針において
 - ① JIS規格を活用することにより環境負荷低減に繋がりますという**基本的考え方を改めて整理・提示し、**
 - ② **特定調達品目の判断の基準において、JIS規格が活用できるケースを定期見直し対象品目を中心に検討し、対応する**
ことを検討。

3. その他の事項・事前調査等（案）

(2) 経過措置等設定品目等

- 経過措置等を設定している品目（下表）については、判断の基準等の見直しに順次反映

経過措置等設定品目	対 象
制服、作業服、帽子、靴※	令和7年度の判断の基準等の見直しにおいて基準値2として設定した各項目について1年間の経過措置を設定 ※ 靴については本年度の継続検討品目であり検討結果を踏まえ対応
乗用車	エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定

3. その他の事項・事前調査等（案）

(3) 令和9年度の定期見直しに向けて

- 令和9～13年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和9年度の定期見直し対象の**8分野39品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目※）

※ 本年度の直し等の結果を踏まえ、令和9年度定期見直し品目の変更があり得る

分 野	品 目
オフィス家具等	全12品目（いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド）
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
照明	LED照明器具、電球形LEDランプ
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム（公共・産業用）、燃料電池、日射調整フィルム、低放射フィルム
災害備蓄用品	全11品目（災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、備蓄用作業服、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源）
役務	加煙試験、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送、クリーニング